平成２７年（フ）第７８９号
広島市安佐南区川内２丁目15番５―303号
債務者　国枝商店こと　國枝　俊一
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３０号
高知市高須２丁目１番30号　シティライフ高須Ａ102
債務者　田井　英貴
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２６号
高知県南国市東山町１丁目12番14号
債務者　長尾　　剛
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　弘己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午前９時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３６号
名古屋市天白区原２丁目3507番地の２　グランメールＫＡＺＵ405号
債務者　天野　利彦
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４２号
北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町592―１、住民票上の住所北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山227番地31
債務者　鈴木　一浩
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３００号
高知市宝永町９番27号　稲宝マンション２・302
債務者　谷村　義男
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０１号
高知市みづき２丁目2316番地、住民票上の住所高知県高岡郡中土佐町久礼216番地
債務者　二宮　福依
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０２号
高知市みづき２丁目2316番地、住民票上の住所高知県高岡郡中土佐町久礼216番地
債務者　二宮　友子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８６号
新潟県燕市吉田法花堂740番地　特別養護老人ホーム太陽の園、住民票上の住所新潟県燕市大曲2808番地
破産者　**土**田　**静**江
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第３５３０号
大阪市北区太融寺町５番15号
破産者　株式会社ジェイ・ツアーズ・グループ
1　破産債権の届出期間　平成28年３月18日まで
2　一般調査期日　平成28年４月25日午後２時30分
平成28年２月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５１２号
大阪府豊中市大島町２丁目１番６号
破産者　ピー・ティー・アール株式会社
1　破産債権の届出期間　平成28年３月19日まで
2　一般調査期日　平成28年４月25日午後２時
平成28年２月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７０７号
大阪府東大阪市加納４丁目１番10号
破産者　株式会社西村金型製作所
1　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで
2　一般調査期日　平成28年４月25日午後２時
平成28年２月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１２号
埼玉県行田市大字小見1003番地
破産者　加藤　　隆
1　破産債権の届出期間　平成28年３月31日まで
2　一般調査期日　平成28年４月26日午後２時
平成28年２月18日
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産債権の特別調査期日

平成２６年（フ）第７６号
名古屋市中区錦１丁目18番11号
破産者　アイエムビジョン株式会社
特別調査期日　平成28年５月20日午後１時30分
平成28年２月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第３０１２号
大阪府大東市新田旭町１番地
清算株式会社　浅田新株式会社
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１１３号
さいたま市南区内谷５丁目28番19号　プランドール201号室
再生債務者　今井　　剛
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月９日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月23日から平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第５号
埼玉県戸田市笹目北町13番地の11（ダイアパレス北戸田ファインアベニュー404号室）
再生債務者　高知尾正一
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月９日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月23日から平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第１９号
名古屋市東区芳野１丁目14番18号　アルファパル東白壁701号
再生債務者　齋藤　佳子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月９日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月16日から平成28年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部